

ウォーターサーバーの勧誘トラブルに注意！

全国の消費生活センター等に寄せられるウォーターサーバーに関する相談が、ここ数年増えています。2023 年度は 2022 年度と比べ約 1.4 倍となり、翌年 2024 年度も前年比約 1.38 倍となっています。特に、ショッピングセンターなどの商業施設内の特設ブースやイベントスペースで勧誘され、契約した際のトラブルが目立ちます。

【事例】20 歳代・女性・広域町

約 2 年前、ショッピングモールでウォーターサーバーを契約。最近、請求書を確認すると購入契約であることが分かった。自分はレンタルだと思って、月々 2,530 円を支払っている。今、解約すると購入残債として 129,030 円を一括で支払わなければならないようだ。契約当時、そのような説明は受けておらず、契約書も受け取っていないため残債を支払うことに納得できない。

【ひとこと助言】

●本当に必要な契約か、価格や機能等を比較検討しましょう

ウォーターサーバーの契約に関する相談では、ショッピングモール等で、不意に声をかけられて、急に勧誘が始まるため、消費者は断るかどうかを冷静に判断できないまま、話を聞く状況になってしまいます。ウォーターサーバーの機能や価格は様々です。その場で焦って契約せず、パンフレットをもらい、複数社の機能や価格、サービス内容等について情報収集し、比較・検討するようにしましょう。また、不要な勧誘であればきっぱりと断りましょう。

●契約内容について十分確認しましょう

事例は、事業者に改めて契約書面を送付してもらい、契約内容を確認したところ、購入契約であると記載があり、規約に従うと中途解約時は残債を一括で支払う決まりとなっていました。当時の勧誘員に聞き取りができるかお願いしましたが、難しく書面通りの解約方法になることを相談者へ説明しました。契約形態が、購入もしくはレンタルする場合があります、それぞれ支払方法や解約条件等が大きく異なります。

その他、ウォーターサーバー自体は無料レンタルでも、実際は水を定期購入する契約もあります。一定期間利用し続けることが想定されており、途中で解約すると、解約料を請求されることがあるので注意が必要です。契約する際は、「解約」に関する条項を中心に内容を確認し、契約書は書面でもらい保管しましょう。少しでも「おかしいな？」と思ったら、困ったときは、下記士別地区広域消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

